

社会福祉法人日置福祉会 感染症予防・蔓延防止対策指針

1. 基本的考え方

事業所において、食中毒や感染症が発生または蔓延しないよう予防及び蔓延に関する対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

2. 感染症対策委員会

事業所内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

（1）感染症対策委員会の委員は次のとおりとする。

職 種	役 割
理事長	委員長として法人全体の感染症対策に関する指揮命令を行うとともに、委員会の開催を主催する
各事業所の管理者	事業所全体の感染対策等の管理
栄養士	情報収集と分析・各事業所への連絡及び報告
各事業所の副管理者又は主任	利用者への対応、支援

（2）感染症対策委員会の開催

①委員会は、3ヶ月に1回以上、開催するものとし、感染症の発生時には、必要に応じて臨時に開催するものとする。

②委員会の内容は次のとおりとする。

- ア) 事業所内の感染対策の策定
- イ) 感染対策のマニュアルの作成・見直し
- ウ) 職員への研修の実施
- エ) 感染症発生時の対応策の決定

3. 職員研修

（1）感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底

を図ることを目的に実施する。

(2) 研修の内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発や指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

(3) 研修の内容は次の通りとする。

- ①職員への6ヶ月に1回以上の定期的な研修の実施
- ②新規採用職員への感染対策の基礎知識研修の実施
- ③必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

4. 平常時の対策

感染対策マニュアルに関する基本方針

- ①感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、換気など感染対策に努める。
- ②感染対策マニュアルは事業所毎に整備し、職員へ周知徹底を行う。
- ③感染対策マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

5. 発生時の対応

発生時の対応に関する基本方針

- ①施設内で感染症が発生したときは、感染症対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施するとともに、その内容及び対策について、全職員に周知する。
- ②感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集、把握し迅速な対応がとれるよう感染症に関わる情報管理を行う。
- ③報告が義務づけられているものについては、速やかに保健所等に報告する。

6. 閲覧

本感染症対策指針は、利用者及びその家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるとともに、ホームページへ掲載する。

7. その他

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう感染症対策委員会において、適宜見直し、改定を行うものとする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する